

技術提案書等作成要領

1 技術提案書等について

(1) 参加表明書（様式 1－1）

- ①参加資格を満たしている場合はチェック欄にチェックをお願いします。（応募する場合は応募資格のすべての要件を満たしている必要があります。）
- ②代表者印の押印は不要です。
- ③様式 1－1（7）に定める実績について確認できる書類（契約書等）を添付してください。
- ④様式 1－1（8）に定める管理技術者及び照査技術者の資格について、確認できる書類を添付してください。
- ⑤次の（ア）～（イ）に該当する場合は参加表明を無効とします。
（ア）様式 1－1 の参加資格（1）～（8）を一つでも満たしていない場合。
（イ）様式 1－1 の参加資格（7）に定める実績及び（8）の資格について添付書類により確認できない場合。

(2) 技術提案書の提出について（様式 2－1）

代表者印の押印は不要です。

2 業務実施体制（様式 1－2）

(1) 記載要領

- ①管理技術者 1 名、担当技術者 1 名以上、照査技術者 1 名を配置してください。
- ②管理技術者及び照査技術者は技術士（建設部門（都市及び地方計画）、総合技術監理部門（建設－都市及び地方計画））もしくは国土交通省登録技術者資格（RCCM（造園又は都市計画及び地方計画））を有する方としてください。

3 管理技術者の業務実績（様式 1－2）

(1) 記載要領

- ①管理技術者の業務実績を記載してください。
- ②管理技術者の業務実績については、下記の類似業務を管理技術者もしくは担当技術者として行った実績とします。

類似業務実績について

過去 10 年間（平成 27 年 4 月 1 日から提案書提出の締切り日まで）に、国、地方公共団体又はこれらに類する団体※1 の都市公園（広域公園、総合公園、運動公園もしくは国営公園）の基本構想又は基本計画を策定する業務（以下「類似業務」とする。）を元請けとして行った実績（提出期限の日までに完了した業務に限る。）とする。なお、共同企業体の構成員としての実績（出資比率は問わない。）も認める。

※1 これらに類する団体

- ・ 地方道路公社法第 1 条に定める地方道路公社
- ・ 地方住宅供給公社法第 1 条に定める地方住宅供給公社
- ・ 独立行政法人通則法第 2 条に定める独立行政法人
- ・ 地方独立行政法人法第 2 条に定める地方独立行政法人
- ・ 国立大学法人法第 2 条に定める国立大学法人

(2) 評価方法

- ①管理技術者の過去 10 年間の業務実績については、（1）②都市公園（広域公園、総合公園、

運動公園もしくは国営公園)の基本構想又は基本計画を策定する業務により評価します。なお、1つの公園で基本構想、基本計画と連続して実施した業務は1件とみなします。

②「過去10年間の業務実績」について、次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する場合などで、要求されている事柄が満足されていない場合は、当該業務を評価の対象としません。

(ア) 添付資料がない場合

(イ) 添付資料により都市公園(広域公園、総合公園、運動公園もしくは国営公園)の基本構想又は基本計画を策定する業務であることが確認できない場合

(ウ) 添付資料により元請け受注者の管理技術者もしくは担当技術者として業務に携わったことを確認できない場合

4 管理技術者、担当技術者、照査技術者の資格(様式1-2)

(1) 記載要領

①各技術者が(2)【管理技術者・担当技術者の資格】①もしくは(2)【照査技術者の資格】①に掲げる資格を有する場合はその資格を「資格」欄に記載し、資格者証の写し(必要に応じて定期講習の修了証等の写し)等を添付してください。

(2) 評価方法

【管理技術者・担当技術者の資格】

①管理技術者、担当技術者の資格の評価は、次に掲げる資格の保有状況により評価します。

(ア) 技術士(建設部門(都市及び地方計画)又は総合技術監理部門(建設一都市及び地方計画))を有するもの

(イ) 国土交通省登録技術者資格(RCCM(造園又は都市計画及び地方計画))を有するもの

※(ア)、(イ)について、複数の資格が記載されている場合は、そのうち最も評価点の高い資格を評価の対象とします。また、管理技術者については、(ア)もしくは(イ)を満たすことが必要です。

(ウ) 一級建築士もしくは二級建築士を有するもの

(エ) ファイナンシャルプランナー、中小企業診断士、公認会計士もしくは税理士の資格を有するもの

(オ) 国土交通省PPPサポーターの認定を受けているもの

※(ウ)～(オ)については、管理技術者、担当技術者のどちらかが有していれば評価の対象とします。

②「資格」欄に記載された資格について、次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する場合は、当該資格者として評価の対象としません。

(ア) 添付資料により資格の保有状況が確認できない場合

(イ) 有効期限のある資格で、添付された資格者証等の有効期限が切れている場合

(ウ) 一定期間内に定期講習などの受講を要する資格の場合、添付資料により確認できない場合

【照査技術者の資格】

①照査技術者の資格の評価は、次に掲げる資格の保有状況を確認します。照査技術者については、(ア)もしくは(イ)を満たすことが必要です。

(ア) 技術士(建設部門(都市及び地方計画)又は総合技術監理部門(建設一都市及び地方計画))を有するもの

(イ) 国土交通省登録技術者資格(RCCM(造園又は都市計画及び地方計画))を有するもの

②「資格」欄に記載された資格について、次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する場合は、当該資格者として評価の対象としません。

- (ア) 添付資料により資格の保有状況が確認できない場合
- (イ) 有効期限のある資格で、添付された資格者証等の有効期限が切れている場合
- (ウ) 一定期間内に定期講習などの受講を要する資格の場合、添付資料により確認できない場合

5 会社の業務実績（様式 1－3）

（1）記載要領

①「過去 10 年間の業務実績」については次の（ア）から（ウ）に定めるとおりとします。

（ア）会社の業務実績については、3（1）②の類似業務（都市公園（広域公園、総合公園、運動公園もしくは国営公園）の基本構想又は基本計画を策定する業務）に該当するものを元請け受注者として行った実績とします。

（イ）「過去 10 年間の業務実績」欄には会社が平成 27 年 4 月 1 日から提案書提出の締切り日までに完了した業務のうち、（ア）に示す業務に該当するものの実績 3 件以内（3 件以上ある場合は 3 件まで）を記載してください。なお、1 つの公園で基本構想、基本計画と連続して実施した業務は 1 件とみなします。

（ウ）「過去 10 年間の業務実績」欄に記載された業務が都市公園（広域公園、総合公園、運動公園もしくは国営公園）の基本構想又は基本計画を策定する業務であることを確認できる書類（契約書、業務内容のわかる仕様書の写しは最低限必要なものとします。）及び元請け受注者として業務に携わったことを確認できる書類を添付してください。

（2）評価方法

①会社の過去 10 年間の業務実績については 3（1）②の類似業務（都市公園（広域公園、総合公園、運動公園もしくは国営公園）の基本構想又は基本計画を策定する業務）により評価します。なお、1 つの公園で基本構想、基本計画と連続して実施した業務は 1 件とみなします。

②過去 10 年間の業務実績において次の（ア）（イ）のいずれかに該当する場合などで、要求されている事柄が満足されていない場合は、当該業務を評価の対象としません。

（ア）添付資料がない場合

（イ）添付資料により都市公園（広域公園、総合公園、運動公園もしくは国営公園）の基本構想又は基本計画を策定する業務であることが確認できない場合

6 管理技術者の手持ち業務（様式 1－4）

（1）記載要領

①管理技術者の繁忙度を把握するため、手持ち業務の状況を記載してください。

②技術提案時において、予定管理技術者が管理技術者又は担当技術者として従事している業務すべてについて記載してください。

7 公募型プロポーザル技術提案書、業務実施方針及び技術提案（様式 2－2、2－3）

（1）記載要領

下記の項目に基づき審査を行うため、それぞれ具体的かつ、実現可能な取組を記載してください。

①サウンディング調査

- ・ 事例や理論に基づく実現性のある具体的な進め方
- ・ 着眼点と課題及びその解決方法
- ・ 幅広い分野の企業にサウンディング調査を実施するための工夫

②将来構想検討

- ・ 事例や理論に基づく具体的な検討方法
- ・ 環境調査結果等の着眼点と課題及びその解決方法
- ・ 検討を進める上での工夫

③実施工程

- ・令和8年度末の業務完了を見据えた業務工程
- ・サウンディング調査を実施する具体的な時期

④見積書

【注意事項】

- ・各項目の記載はできるだけわかりやすくしてください。
- ・文章を補完するための最小限の写真、イラスト及びイメージ図（模式図や概念図）は使用することができるものとします。
- ・提出者と特定することができる内容の記述（具体的な会社名、業務実績のある施設の名称等）を記入しないでください。
- ・①～③については用紙サイズを日本産業規格A3とし、2面以内に収めてください（①～③全て含めて2枚以内）。これを超える部分については評価の対象にしません。
- ・④見積書についてはA4サイズ1枚とし、様式は任意とする（A3サイズ2枚には含めない）。業務内容及びその直接人件費、直接経費（旅費交通費等）、直接原価、その他原価、業務価格、一般管理費等、業務価格、消費税相当額等がわかるように記載すること。直接経費については、海外へ渡航しサウンディングする場合、その旅費及び渡航コーディネート料も含めること。

（2）評価方法

提出された技術提案書の内容により評価します。

8 社会的取組（様式3）

（1）記載要領

- ①該当がある場合は、原則として「該当の有無」の欄に○をつけてください。
- （4）については、提案書提出時点の障害者雇用率を記載してください。
- ②該当がある場合は、該当していることを確認できる書類を添付してください。

（2）評価方法

- ①「該当の有無」の欄に○のついている項目について加点します。（4）については雇用率の達成について加点します。
- ②共同企業体の場合は、代表者について確認を行い、その共同企業体の得点とします。

9 その他

（1）記載上の注意事項

- ①様式2-3の①～③についてはA3版とし、その他の様式はA4版とします。また、文字の大きさは10.5ポイント以上（イラスト等に含まれる文字についてはこの限りでないが、判読が困難である場合は当該部分を評価できないことがある）とします。
- ②各様式の注意欄に留意して作成すること。
- ③各様式の注意欄に枚数の指定がないものは、複数枚となってもよい。会社名が入った用紙等は使用しないこと。

10 問い合わせ先

愛知県都市・交通局都市基盤部公園緑地課企画・都市緑化G
TEL 052-954-6526